

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律案(衆第四六号) (衆議院提出) 要旨

本法律案は、国外犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族又は障害が残った日本国民に対する国外犯罪被害弔慰金等の支給について必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、この法律において「国外犯罪行為」とは、日本国外において行われた人の生命又は身体を害する行為(日本国外にある日本船舶又は日本航空機内において行われたものを除く。)のうち、当該行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものをいう。

二、この法律において「国外犯罪被害者」とは、国外犯罪被害(国外犯罪行為による死亡又は障害をいう。)を受けた者であつて、当該国外犯罪被害の原因となつた国外犯罪行為が行われた時において日本国籍を有する者(日本国外に生活の本拠を有し、かつ、その地に永住すると認められる者を除く。)をいう。

三、国は、国外犯罪被害者があるときは、この法律の定めるところにより、死亡した者の第一順位遺族に対

して国外犯罪被害弔慰金を、障害が残った者に対して国外犯罪被害障害見舞金を、それぞれ一時金として支給する。

四、国外犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、国外犯罪被害弔慰金等を支給することが社会通念上適切でない認められる場合には、国家公安委員会規則で定めるところにより、国外犯罪被害弔慰金等を支給しないことができる。

五、国外犯罪被害弔慰金の額は、国外犯罪被害者一人当たり二百万円とし、国外犯罪被害障害見舞金の額は、国外犯罪被害者一人当たり百万円とする。

六、国外犯罪被害弔慰金等の支給を受けようとする者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、都道府県公安委員会に申請し、その裁定を受けなければならない。

七、外務大臣は、国外犯罪被害又は国外犯罪被害者に関する情報を取得したときは、これを国家公安委員会にできる限り速やかに提供するものとする。

八、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律の施行後に行われた国外犯罪行為による死亡又は障害について適用する。